

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部を次のように改正し、2022年10月1日から施行する。ただし、第57条、第249条、第251条、第282条及び第283条の改正規定については、2022年3月12日から適用する。

改正前	改正後
(前略)	(前略)
<p>(普通回数乗車券の発売)</p> <p><b>第 39 条</b> 旅客が、片道 200 キロメートル以内の区間の各駅相互間（ただし、山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間にかかわるものを除く。）を乗車する場合は、当該区間に有効な 11 券片の普通回数乗車券を発売する。ただし、<u>西日本旅客鉄道会社線の別に定める区間内の駅相互発着となる区間及び九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間</u>については、第 40 条及び別に定める割引の普通回数乗車券を除き発売を行わないものとする。</p> <p>2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1 券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認める場合は、片道 200 キロメートルを超え 300 キロメートルまでの区間に対しても普通回数乗車券を発売することがある。</p>	<p>(普通回数乗車券の発売)</p> <p><b>第 39 条</b> 旅客が、片道 200 キロメートル以内の区間の各駅相互間（ただし、山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間にかかわるものを除く。）を乗車する場合は、当該区間に有効な 11 券片の普通回数乗車券を発売する。ただし、<u>東日本旅客鉄道会社線、東海旅客鉄道会社線、西日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線若しくは九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間又はこれらの区間をまたがる区間</u>については、第 40 条及び別に定める割引の普通回数乗車券を除き発売を行わないものとする。</p> <p>2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1 券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認める場合は、片道 200 キロメートルを超え 300 キロメートルまでの区間に対しても普通回数乗車券を発売することがある。</p>
(中略)	(中略)
<p>(急行券の発売)</p> <p><b>第 57 条</b> 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p>	<p>(急行券の発売)</p> <p><b>第 57 条</b> 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p>
(中略)	(中略)

改正前	改正後
<p>ニ 特定特急券</p> <p>次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあっては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、（イ）の j に定める区間にあっては、乗車する日、特別車両以外の座席車及び座席を指定して発売することがある。</p> <p>（イ） 新幹線</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>（ロ） 新幹線以外の線区</p> <p>鳥 取・出雲市間（100 キロメートル以内の区間を除く。）  米 子・益 田間（100 キロメートル以内の区間を除く。）  福 島・新 庄間（奥羽本線経由に限る。）  盛 岡・秋 田間（田沢湖線・奥羽本線経由に限る。）</p> <p>（ハ）（イ）及び（ロ）の規定にかかわらず、別に定める区間において特定特急券を発売することがある。</p> <p>(2) 普通急行券</p> <p>普通急行列車の座席車（第 13 条第 3 項の規定により寝台車を座席車として使用する場合の寝台車を含む。）又は寝台車に乗車する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>（区間変更）</p> <p><b>第 249 条</b> 普通乗車券、自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は自由席特別車両券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、あらかじめ係員に申</p>	<p>ニ 特定特急券</p> <p>次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあっては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、（イ）の j に定める区間にあっては、乗車する日、特別車両以外の座席車及び座席を指定して発売することがある。</p> <p>（イ） 新幹線</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>（ロ） 新幹線以外の線区</p> <p><u>次に掲げる区間の特別急行列車の停車駅相互間とする。</u></p> <p>鳥 取・出雲市間（100 キロメートル以内の区間を除く。）  米 子・益 田間（100 キロメートル以内の区間を除く。）  福 島・新 庄間（奥羽本線経由に限る。）  盛 岡・秋 田間（田沢湖線・奥羽本線経由に限る。）</p> <p>（ハ）（イ）及び（ロ）の規定にかかわらず、別に定める区間において特定特急券を発売することがある。</p> <p>(2) 普通急行券</p> <p>普通急行列車の座席車（第 13 条第 3 項の規定により寝台車を座席車として使用する場合の寝台車を含む。）又は寝台車に乗車する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>（区間変更）</p> <p><b>第 249 条</b> 普通乗車券、自由席特急券、特定特急券 <u>（座席を指定して発売したものを除く。）</u>、普通急行券又は自由席特別車両券を所持する旅客は、旅行開始</p>

改正前	改正後
<p>し出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅、営業キロ又は経路について、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 着駅又は営業キロを、当該着駅を超えた駅又は当該営業キロを超えた営業キロへの変更</p> <p>(2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更</p> <p>(3) 経路を、当該経路と異なる経路への変更</p> <p>2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>イ 次により取り扱う。この場合、原乗車券が割引普通乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、変更区間及び不乗区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。</p> <p>(イ) 前項第1号に規定する場合は、変更区間に対する普通旅客運賃を收受する。</p> <p>(ロ) 前項第2号及び第3号に規定する場合は、変更区間(変更区間が2区間以上ある場合で、その変更区間の間に原乗車券の区間があるときは、これを変更区間とみなす。以下同じ。)に対する普通旅客運賃と、原乗車券の不乗区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は收受し、過剰額は払いもどしをしない。</p> <p>ロ イの場合において、原乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）が次のいずれかに該当するときは、原乗車券の区間に対するすでに收受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は收受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。</p> <p>(イ) 大都市近郊区間内にある駅相互発着の乗車券で、同区間内の駅に区間変更の取扱いをするとき。</p>	<p>後又は使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅、営業キロ又は経路について、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 着駅又は営業キロを、当該着駅を超えた駅又は当該営業キロを超えた営業キロへの変更</p> <p>(2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更</p> <p>(3) 経路を、当該経路と異なる経路への変更</p> <p>2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>イ 次により取り扱う。この場合、原乗車券が割引普通乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、変更区間及び不乗区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。</p> <p>(イ) 前項第1号に規定する場合は、変更区間に対する普通旅客運賃を收受する。</p> <p>(ロ) 前項第2号及び第3号に規定する場合は、変更区間(変更区間が2区間以上ある場合で、その変更区間の間に原乗車券の区間があるときは、これを変更区間とみなす。以下同じ。)に対する普通旅客運賃と、原乗車券の不乗区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は收受し、過剰額は払いもどしをしない。</p> <p>ロ イの場合において、原乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）が次のいずれかに該当するときは、原乗車券の区間に対するすでに收受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は收受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。</p> <p>(イ) 大都市近郊区間内にある駅相互発着の乗車券で、同区間内の駅に区間変更の取扱いをするとき。</p>

改正前	改正後
<p>(ロ) 片道の乗車区間の営業キロが 100 キロメートル以内の普通乗車券で区間変更の取扱いをするとき。</p> <p>(2) 自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は自由席特別車両券</p> <p>原乗車券類に対するすでに収受した料金と、実際の乗車区間の営業キロ又は同区間に対する料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。</p>	<p>(ロ) 片道の乗車区間の営業キロが 100 キロメートル以内の普通乗車券で区間変更の取扱いをするとき。</p> <p>(2) 自由席特急券、特定特急券 <u>(座席を指定して発売したものを除く。)</u>、普通急行券又は自由席特別車両券</p> <p>原乗車券類に対するすでに収受した料金と、実際の乗車区間の営業キロ又は同区間に対する料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。</p>
(中略)	(中略)
(種類変更)	(種類変更)
<p><b>第 251 条</b> 自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は特別車両券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、当該乗車券類について、次の各号に定める種類の変更(この変更に伴う営業キロ地帯又は区間の変更を含む。)(この変更を「種類変更」という。)をすることができる。ただし、種類変更は、原乗車券類の全区間について変更する場合に限って取り扱う。</p>	<p><b>第 251 条</b> 自由席特急券、特定特急券 <u>(座席を指定して発売したものを除く。)</u>、普通急行券又は特別車両券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、当該乗車券類について、次の各号に定める種類の変更(この変更に伴う営業キロ地帯又は区間の変更を含む。)(この変更を「種類変更」という。)をすることができる。ただし、種類変更は、原乗車券類の全区間について変更する場合に限って取り扱う。</p>
<p>(1) 自由席特急券、特定特急券又は普通急行券の相互間の変更</p>	<p>(1) 自由席特急券、特定特急券 <u>(座席を指定して発売したものを除く。)</u> 又は普通急行券の相互間の変更</p>
<p>(2) 自由席特別車両券(A)又は自由席特別車両券(B)の相互間の変更</p>	<p>(2) 自由席特別車両券(A)又は自由席特別車両券(B)の相互間の変更</p>
<p>2 種類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した料金と、実際の乗車区間の営業キロ又は同区間に対する料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。</p>	<p>2 種類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した料金と、実際の乗車区間の営業キロ又は同区間に対する料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。</p>
(中略)	(中略)
(旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃の払いもどし)	(旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃の払いもどし)
<p><b>第 274 条</b> 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車券が、有効期間内であって、かつ、その乗車しない区間の営業</p>	<p><b>第 274 条</b> 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車券が、有効期間内であって、かつ、その <u>現に使用している券片</u></p>

改正前	改正後
<p>キロが、100 キロメートルを超えるとき（乗車変更の取扱いをしたため 100 キロメートルを超える場合を除く。）に限って、これをその旅行を中止した駅に差し出し、既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃（当該乗車券が往復割引普通乗車券以外の割引乗車券で、旅行を中止しても既に乗車した区間だけでその割引条件を満たすときは、割引普通旅客運賃）を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。</p> <p>2 往復乗車券又は連続乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず、第 271 条の規定を適用する。</p> <p>3 旅客は、第 1 項の規定により残額の払いもどしを請求する場合で、係員の請求があるときは、払いもどしの請求書を提出しなければならない。</p>	<p><u>の</u>乗車しない区間の営業キロが、100 キロメートルを超えるとき（乗車変更の取扱いをしたため 100 キロメートルを超える場合を除く。）に限って、これをその旅行を中止した駅に差し出し、既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃（当該乗車券が往復割引普通乗車券以外の割引乗車券で、旅行を中止しても既に乗車した区間だけでその割引条件を満たすときは、割引普通旅客運賃）を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。</p> <p>2 往復乗車券又は連続乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず、第 271 条の規定を適用する。</p> <p>3 旅客は、第 1 項の規定により残額の払いもどしを請求する場合で、係員の請求があるときは、払いもどしの請求書を提出しなければならない。</p>
(中略)	(中略)
<p>(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)</p> <p><b>第 282 条</b> 旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、次の各号の 1 に該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券類について、当該各号の 1 に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券及び普通回数乗車券を使用する旅客は、第 284 条に規定する無賃送還（定期乗車券による無賃送還を除く。）、第 285 条に規定する他経路乗車又は第 288 条に規定する有効期間の延長若しくは旅客運賃の払いもどしの取扱いに限って請求することができる。</p>	<p>(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)</p> <p><b>第 282 条</b> 旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、次の各号の 1 に該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券類について、当該各号の 1 に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券及び普通回数乗車券を使用する旅客は、第 284 条に規定する無賃送還（定期乗車券による無賃送還を除く。）、第 285 条に規定する他経路乗車又は第 288 条に規定する有効期間の延長若しくは旅客運賃の払いもどしの取扱いに限って請求することができる。</p>
(中略)	(中略)
<p>2 旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券類（定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、これを駅に差し出して、すでに支払った旅客運賃及び料金の払いもどしを請求することができる。ただし、乗車券、自由席特急券、</p>	<p>2 旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券類（定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、これを駅に差し出して、すでに支払った旅客運賃及び料金の払いもどしを請求することができる。ただし、乗車券、自由席特急券、</p>

改正前	改正後
<p>特定特急券、普通急行券及び自由席特別車両券にあつては、その乗車券類が、有効期間内（前売のものについては、有効期間の開始日前を含む。）のものであるときに限る。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(有効期間の延長)</p> <p><b>第 283 条</b> 第 282 条第 1 項の規定により旅客が有効期間の延長の取扱いを請求した場合は、乗車券、自由席特急券、特定特急券、普通急行券及び自由席特別車両券について、次の各号に定めるところにより取り扱う。</p> <p>(1) 旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ、関係の駅に申し出て、当該乗車券類を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券類の有効期間とする。</p> <p>イ 第 282 条第 1 項第 1 号に規定する事由による場合は、当該乗車券類を預けた日から開通後 5 日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数</p> <p>ロ 第 282 条第 1 項第 2 号及び同項第 3 号に規定する事由による場合は、1 日</p> <p>(2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券類に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。</p> <p>(3) 旅客が、第 1 号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券類は無効として回収する。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>特定特急券 <u>(座席を指定して発売したものを除く。)</u>、普通急行券及び自由席特別車両券にあつては、その乗車券類が、有効期間内（前売のものについては、有効期間の開始日前を含む。）のものであるときに限る。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(有効期間の延長)</p> <p><b>第 283 条</b> 第 282 条第 1 項の規定により旅客が有効期間の延長の取扱いを請求した場合は、乗車券、自由席特急券、特定特急券 <u>(座席を指定して発売したものを除く。)</u>、普通急行券及び自由席特別車両券について、次の各号に定めるところにより取り扱う。</p> <p>(1) 旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ、関係の駅に申し出て、当該乗車券類を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券類の有効期間とする。</p> <p>イ 第 282 条第 1 項第 1 号に規定する事由による場合は、当該乗車券類を預けた日から開通後 5 日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数</p> <p>ロ 第 282 条第 1 項第 2 号及び同項第 3 号に規定する事由による場合は、1 日</p> <p>(2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券類に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。</p> <p>(3) 旅客が、第 1 号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券類は無効として回収する。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>